皇室事項

行啓

皇后陛下は、七月三十日午後七時二十二分御出門、「エレルくイン少女合唱団東京公演」を御鑑賞のため、杉並公会堂（杉並区）へ行啓、同九時五十四分還啓になった。

官庁報告

法　　務

公証人任免

東京法務局所属公証人森眞樹は願により公証人を免ぜられた。

宗宮英俊は公証人に任命され、東京法務局所属元公証人森眞樹の後任を命ぜられた。（以上七月二十五日）（法務省）

公　　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成21年８月４日

さいたま地方検察庁川越支部検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成21年８月18日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　さいたま地方裁判所川越支部
2　被告事件名　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反等
3　被告人氏名　ドミトリィ・グバレフ
4　公判期日　平成21年８月26日
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
平成20年領第490号
符号51現金９万1,000円のうち５万8,000円
符号53現金7,000円
符号63―１現金７万円
平成20年領第763号
符号１―１現金100万円
符号２―１現金100万円
符号３現金2,000円
符号４現金７万円
符号５現金11万1,000円
6　没収の理由となるべき事実の要旨
被告人は、氏名不詳者と共謀の上
⑴　営利の目的で、みだりに、平成18年８月ころから同20年３月29日までの間、前後７回にわたり、東京都内において、５名の顧客に対し、覚せい剤約3.538グラムを代金合計19万円で譲り渡したほか、薬物犯罪を犯す意思をもって、同都内において、多数回にわたり、多数の者に対し、覚せい剤様のものを覚せい剤として、大麻様のものを大麻として譲り渡し、もって覚せい剤を譲り渡すこと及び薬物犯罪を犯す意思をもって、規制薬物様のものを規制薬物として譲り渡すことを業とし
⑵　営利の目的で、みだりに、同年３月29日、同都新宿区西早稲田３丁目31番10号所在のミリオンステージ西早稲田壱番館１階通路において、覚せい剤約3.518グラム及び大麻約0.43グラムを所持し
⑶　営利の目的で、みだりに、同日、上記ミリオンステージ西早稲田壱番館606号室被告人方において、覚せい剤約99.717グラム及び大麻約3,355.98グラムを所持し
⑷　みだりに、同日、同所において、大麻約1.57グラム及びコカイン約1.412グラムを所持したものである。

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年８月４日

関東地方整備局長　菊川　　滋

1　処分をした年月日　平成21年７月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　前田建設工業株式会社　代表取締役　小原　好一　東京都千代田区富士見２―10―26　国土交通大臣許可（特―19）第2655号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県における建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
（注１）「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。
（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。
⑵　期間
平成21年８月５日から平成21年８月７日までの３日間
4　処分の原因となった事実　前田建設工業株式会社及び同社社員は、神奈川県横浜市内のマンション建築工事において、汚水を浄化機能の喪失した浄化槽から排出したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の罪で、平成20年５月29日に、横浜地方裁判所において、同社が罰金200万円、同社社員が懲役10月（執行猶予２年）の判決を受け、それぞれの刑が確定している。これらのことが、建設業法第28条第１項第３号に該当すると認められる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年８月４日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成21年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社セイキョウホーム　葉山　　誠　広島県広島市南区比治山町２番５号　国土交通大臣許可（特―16）第21150号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年６月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年８月４日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成21年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東ソー機工株式会社　平木　一郎　山口県周南市開成町4560番地　国土交通大臣許可（般・特―16）第18486号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業・建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、水道施設工事業、消防施設工事業に関する一般・特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年６月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。